

熊本労働局発表
(局長 金谷 雅也)
令和 8 年 5 月 21 日

【照会先】

熊本労働局労働基準部健康安全課
課長 中島 伸治
安全専門官 山本 大輔
(電話) 096 - 355 - 3186
kenkouanzenka-kumamotokyoku@mhlw.go.jp

報道関係者 各位

県内の令和 7 年労働災害発生状況（確定値）について ～ 死亡者数、新型コロナウイルス感染症を除く死傷者数はともに増加～



このたび、熊本労働局（局長 金谷 雅也）では、県内における令和 7 年の労働災害発生状況（労働者死傷病報告（休業 4 日以上）による統計値）の確定値をとりまとめましたので公表します。

【ポイント】

- ◆ 「死亡者数」は、全産業で15人であり、過去最少となった前年に比べ9人増加。（別添 1 及び 2 並びに別紙 1 参照）
- ◆ 「休業 4 日以上の死傷者数」は、全産業で2,117人であり前年に比べ69人減少。しかし、新型コロナウイルス感染症を除くと2,067人で前年に比べ31人増加。（別添 1 及び別紙 1 参照）
- ◆ 業種別に見ると（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）、災害発生件数が多い順は、小売業（203人）、社会福祉施設（202人）、道路貨物運送業（185人）、食料品製造業及び医療保健業（145人）である。（別添1参照）
- ◆ 同じく業種別について見ると、前年同期に比べ増加数が多いのは、医療保健業（+23人）、農業（+22人）、その他建設業（+15人）の順であり、一方、減少数が多いのは社会福祉施設（-39人）、小売業（-30人）、清掃・と畜業（-15人）の順である。（別添 1 参照）
- ◆ 事故の型別について見ると、多い順で「転倒」（603人）、「墜落・転落」（372人）、「動作の反動・無理な動作」（主に腰痛）（298人）、「はさまれ・巻き込まれ」（169人）、「切れ・こすれ」（110人）となっている。「転倒」、「墜落・転落」は前年に比べ増加した。（別添 3 参照）
- ◆ 被災労働者の年齢別では、60歳以上の高年齢労働者の割合が高く、年々増加傾向にあり、令和 7 年は37.1%で前年より3.3%の増加となった。（別添 3 及び別紙 1 参照）

H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
26.0%	27.2%	29.1%	30.5%	32.5%	31.6%	32.4%	33.7%	33.8%	37.1%



【今後の取組】

死亡者数、新型コロナウイルス感染症によるものを除く休業 4 日以上の死傷者数は、ともに増加していることから、熊本労働局及び各労働基準監督署では、上記のポイントに記載した状況を踏まえ、「別紙 1」のとおり労働災害防止対策を推進するための取組を行っていきます。

令和7年死傷災害発生状況

(確定値) 別添1

熊本労働局

令和8年4月7日

業種 号	令和7年						令和6年		対6年同期比		令和4年		対4年同期比		
	死傷者数	年千人率	(全国) (R6)	構成比(%)		死亡者数	死傷者数	死亡者数	増減数	増減比	死傷者数	死亡者数	増減数	増減比	
				総計比	小計比										
1	食料品	145	8.0	5.7	7.0%	37.9%		151		-6	-4.0%	153		-8	-5.2%
	木材・木製品	19	9.9	11.4	0.9%	5.0%		23		-4	-17.4%	23		-4	-17.4%
	化学工業	15	1.3	1.6	0.7%	3.9%		15				18		-3	-16.7%
	窯業土石	23	6.8	4.0	1.1%	6.0%		15		8	53.3%	30		-7	-23.3%
	金属製品	39	6.0	4.9	1.9%	10.2%		45	1	-6	-13.3%	50		-11	-22.0%
	一般機械器具	14	1.3	1.2	0.7%	3.7%		18		-4	-22.2%	11		3	27.3%
	電気機械器具	23	1.5	0.8	1.1%	6.0%		23				11		12	109.1%
	輸送機械	29	2.7	1.6	1.4%	7.6%		27		2	7.4%	30		-1	-3.3%
	上記以外	76	3.3		3.7%	19.8%		83		-7	-8.4%	74		2	2.7%
	製造業	383	3.8	2.7	18.5%	100.0%		400	1	-17	-4.3%	400		-17	-4.3%
2	鉱業	8	32.1	9.6	0.4%			6		2	33.3%	7		1	14.3%
3	土木工事	73	-		3.5%	29.4%	5	74	2	-1	-1.4%	90	3	-17	-18.9%
	建築工事	105	-		5.1%	42.3%		105				131		-26	-19.8%
	その他の建設	70	-		3.4%	28.2%	3	55		15	27.3%	58	1	12	20.7%
	建設業	248	6.2	4.2	12.0%	100.0%	8	234	2	14	6.0%	279	4	-31	-11.1%
4	道路旅客	26	4.8		1.3%	12.0%		26				20		6	30.0%
	道路貨物運送	185	10.7		9.0%	85.6%	2	173	2	12	6.9%	188		-3	-1.6%
	上記以外	5	2.4		0.2%	2.3%		2		3	150.0%	6		-1	-16.7%
	運輸交通業	216	8.7	7.0	10.4%	100.0%	2	201	2	15	7.5%	214		2	0.9%
5	陸上貨物	2	-		0.1%	66.7%		8		-6	-75.0%	2			
	港湾運送	1	-		0.0%	33.3%		1				2		-1	-50.0%
	貨物取扱	3	3.3		0.1%	100.0%		9		-6	-66.7%	4		-1	-25.0%
6	農業	61	14.1	5.6	3.0%	67.8%	1	39		22	56.4%	47	1	14	29.8%
	林業	29	21.5	23.3	1.4%	32.2%	1	39		-10	-25.6%	20	2	9	45.0%
	農林業	90	-		4.4%	100.0%	2	78		12	15.4%	67	3	23	34.3%
7	畜産	30	17.2		1.5%	73.2%		28		2	7.1%	40		-10	-25.0%
	水産	11	17.1	8.7	0.5%	26.8%		2		9	450.0%	7		4	57.1%
	畜産・水産	41	17.2		2.0%	100.0%		30		11	36.7%	47		-6	-12.8%
	1号～7号計	989	5.7		47.8%		12	958	5	31	3.2%	1018	7	-29	-2.8%
8	卸売	62	2.0		3.0%	20.9%		48		14	29.2%	45	1	17	37.8%
	小売	203	2.1		9.8%	68.6%	1	233		-30	-12.9%	222	2	-19	-8.6%
	上記以外	31	2.1		1.5%	10.5%		23		8	34.8%	30	1	1	3.3%
	商業	296	2.1	2.2	14.3%	100.0%	1	304		-8	-2.6%	297	4	-1	-0.3%
9	金融	20	1.3	0.7	1.0%	80.0%		13		7	53.8%	16		4	25.0%
	広告・斡旋	5	1.4		0.2%	20.0%		2		3	150.0%	2		3	150.0%
	金融広告業	25	1.3		1.2%	100.0%		15		10	66.7%	18		7	38.9%
10	映画・演劇業		-					1		-1	-100.0%	1		-1	-100.0%
11	通信業	39	5.9	4.0	1.9%			29		10	34.5%	16		23	143.8%
12	教育研究業	29	0.6	0.5	1.4%			29				36		-7	-19.4%
13	医療保健	145	2.0		7.0%	41.0%		122		23	18.9%	97		48	49.5%
	社会福祉施設	202	3.0		9.8%	57.1%	1	241		-39	-16.2%	208	2	-6	-2.9%
	その他の保健衛生 保健衛生業	7	5.1		0.3%	2.0%		2		5	250.0%	8		-1	-12.5%
	保健衛生業	354	2.5	2.2	17.1%	100.0%	1	365		-11	-3.0%	313	2	41	13.1%
14	旅館	39	4.6		1.9%	23.9%		37		2	5.4%	29		10	34.5%
	飲食店	83	2.7		4.0%	50.9%		77		6	7.8%	75		8	10.7%
	その他の接客	41	4.7		2.0%	25.2%		29		12	41.4%	35		6	17.1%
	接客娯楽業	163	3.4	2.8	7.9%	100.0%		143		20	14.0%	139		24	17.3%
15	清掃・と畜	74	6.3		3.6%		1	89		-15	-16.9%	94		-20	-21.3%
16	官公署	7	0.2		0.3%			3		4	133.3%	5		2	40.0%
17	派遣	1	-		0.0%	1.1%		9		-8	-88.9%	3		-2	-66.7%
	その他の事業	90	-		4.4%	98.9%		91	1	-1	-1.1%	81		9	11.1%
	その他の事業	91	1.6		4.4%	100.0%		100	1	-9	-9.0%	84		7	8.3%
	第三次産業計	1078	2.1		52.2%		3	1078	1			1003	6	75	7.5%
	総計	2,067	3.0	2.3	100.0%		15	2,036	6	31	1.5%	2,021	13	46	2.3%
	コロナリ患数	50	-					150		-100	-66.7%	2,066	1	-2,016	-97.6%
	総計(コロナリ患含む)	2,117	3.1	2.3			15	2,186	6	-69	-3.2%	4,087	14	-1,970	-48.2%

統計表の見方

※労働者死傷病報告(休業4日以上)による。

※第三次産業は、上記表の8号から17号までの業種が対象。

令和7年死亡災害発生状況

熊本労働局

No.	業種	事故の型	起因物	発生状況
1	土木工事業	激突され	整理・運搬・積み込み用機械	工場敷地内の整地工事において、手工具により地ならし作業を行っていた労働者が、後進してきたドラグショベルに激突されたもの。
2	林業	激突され	立木等	事業主が伐木した伐倒木が被災者の頭部に激突した。被災者は伐倒木の倒れた先で別の伐倒木の枝打ち作業に従事していた。
3	道路貨物運送業	交通事故	トラック	被災者は10トントラックで配送業務を行っていた。当事業場の県外のA営業所で荷物の積み替えを行い、当営業所で仮眠をとった後、熊本へ帰社していたところ、被災者が運転するトラックの前方を走っていた10トントラック(2台目)が、その先を走っていた1台目のトレーラーに衝突した。その直後に被災者が運転するトラックが、追突によって停車した2台目のトラックに衝突して被災し、搬送先の病院で死亡が確認されたもの。
4	その他の建設業	2メートル未満からの墜落・転落	掘削用機械	くり畑で、横転したドラグ・ショベルのヘッドガードと運転席の間に被災者が横たわっているところを近所の住民が発見し、病院へ救急搬送されたもの。意識不明が続いていたが、3月に入って容体が急変し死亡したもの。
5	土木工事業	崩壊、倒壊	建築物、構築物	被災者は他の作業員と一緒にコンクリート擁壁の型枠材を取り外す作業を行っていた。2人でコンクリート擁壁を挟み込み、根本付近の型枠材をハンマーで叩いたところ、被災者側にコンクリート擁壁が倒れてきて、下敷きになったもの。
6	土木工事業	崩壊、倒壊	地山、岩石	造成工事において掘削作業中、深さ3～4メートルの掘削箇所に進出したところ、片側切面の土砂が崩落し、2名が被災した。そのうち1名が生き埋めとなり死亡したもの。
7	農業	その他の転倒	その他の一般動力機械	被災者は一人でネギの苗の籠等の片付け作業を行っていたところ、農業用トラクターが横転し下敷きとなったもの。
8	道路貨物運送業	その他	起因物なし	長時間労働による脳心臓疾患により死亡したもの。
9	小売業	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	被災者は事業場のバイクを運転して新聞配達中、住宅地のブロック塀に衝突したもの。
10	その他の建設業	2メートル以上からの墜落・転落	その他の仮設物、建築物、構築物等	工場の空調設備工事のため入場していた被災者は、工場天井裏での保温作業を行っていた。休憩のため外に出ようと天井裏を歩いていたところ、誤って人通口を通り抜けてしまい、人通口先のケイカル板に足を踏み抜き、3.6メートル下の工場廊下に墜落したもの。
11	土木工事業	飛来、落下	立木等	道路維持事務委託工事において、労働者Aがチェーンソーを用いて立木の枝(長さ8.25メートル、直径13センチメートル)払いを行っていたところ、切り落とした枝が交通誘導をしていた被災者に向かって倒れ、避けようとした被災者が転倒し、後頭部を強打したもの。
12	保健衛生業	おぼれ	建築物、構築物	被災者は敷地内に設けているグリストラップ(厨房に設置する「油脂分離阻集器」)内に溜まったゴミを取り除く作業を行っていたが、終業時刻になっても戻ってこないため、他の労働者が被災者の様子を見に行ったところ、グリストラップの開口部分に頭から入った状態で発見され、搬送先の病院で死亡が確認されたもの。
13	清掃・と畜業	交通事故(道路)	トラック	資源ごみを回収し、資源ごみを積んだ4トントラックで走行中、トラックが道路脇の法面に乗り上げ、法面横にあった電柱に衝突し、助手席に乗っていた被災者が頭部を強打し死亡した。運転手も右足切断の怪我をした。
14	その他の建設業	2メートル以上からの墜落・転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	被災者は高さ約3.5メートルのスレート葺きの屋根上でスレート板の撤去作業を行っていたところ、スレートを踏み抜いて墜落し、地面に胸部を強打したもの。
15	土木工事業	はさまれ・巻き込まれ	その他の動力運搬機	重機運搬機の整備作業を行っていたところ、車底部のシャフトに右腕を巻き込まれたもの。

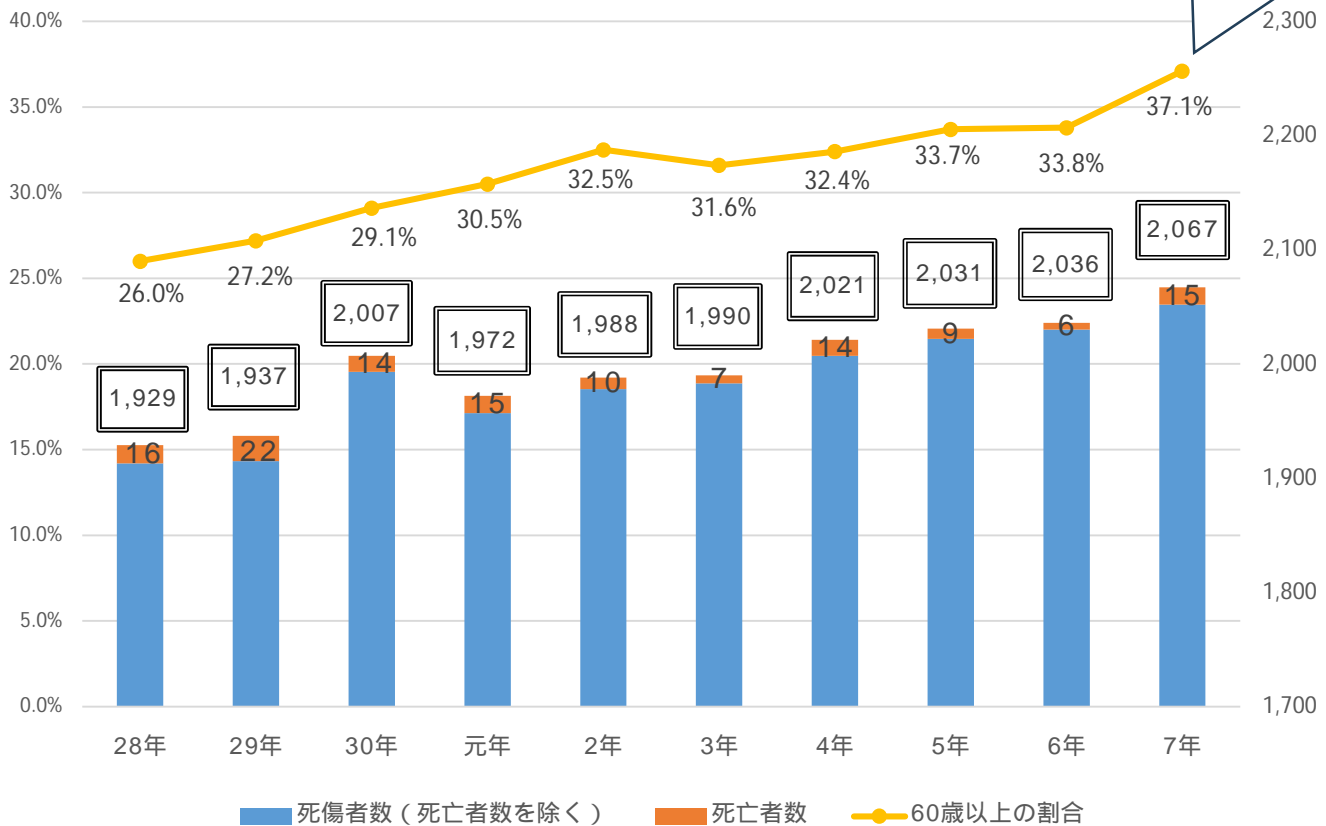
業種別 事故の型別・年齢別労働災害発生状況（確定値）

別添3

熊本労働局

業種	型別									年齢別								
	順位	令和7年	人数	割合	順位	令和6年	人数	割合	年齢階層	令和7年			令和6年			増減数		
										人数	割合	男女別	人数	割合	男女別			
全業種	1	転倒	603	29.2%	1	転倒	541	26.6%	～19歳	34	1.6%		35	1.7%		-1		
	2	墜落・転落	372	18.0%	2	墜落・転落	324	15.9%	20歳～29歳	226	10.9%		226	11.1%		0		
	3	動作の反動・無理な動作	298	14.4%	3	動作の反動・無理な動作	322	15.8%	30歳～39歳	222	10.7%		241	11.8%		-19		
	4	はさまれ・巻き込まれ	169	8.2%	4	はさまれ・巻き込まれ	178	8.7%	40歳～49歳	321	15.5%		345	16.9%		-24		
	5	切れ・こすれ	110	5.3%	5	激突され	126	6.2%	50歳～59歳	497	24.0%	男女	270	500	24.6%	男女	282	-3
																男女	227	
								60歳～	767	37.1%	男女	393	689	33.8%	男女	326	78	
											男女	374		男女	363			
製造業	1	転倒	82	21.4%	1	転倒	97	24.3%	～19歳	4	1.0%		9	2.3%		-5		
	2	はさまれ・巻き込まれ	70	18.3%	2	はさまれ・巻き込まれ	75	18.8%	20歳～29歳	53	13.8%		54	13.5%		-1		
	3	墜落・転落	59	15.4%	3	墜落・転落	51	12.8%	30歳～39歳	59	15.4%		53	13.3%		6		
	4	動作の反動・無理な動作	52	13.6%	4	動作の反動・無理な動作	46	11.5%	40歳～49歳	71	18.5%		75	18.8%		-4		
	5	切れ・こすれ	27	7.0%	5	切れ・こすれ	32	8.0%	50歳～59歳	93	24.3%	男女	58	103	25.8%	男女	67	-10
																男女	35	
								60歳～	103	26.9%	男女	63	107	26.8%	男女	64	-4	
											男女	40		男女	43			
建設業	1	墜落・転落	88	35.5%	1	墜落・転落	69	29.5%	～19歳	4	1.6%		6	2.6%		-2		
	2	転倒	26	10.5%	2	激突され	29	12.4%	20歳～29歳	42	16.9%		40	17.1%		2		
	3	はさまれ・巻き込まれ	23	9.3%	3	はさまれ・巻き込まれ	27	11.5%	30歳～39歳	41	16.5%		30	12.8%		11		
	4	飛来・落下	22	8.9%	3	切れ・こすれ	27	11.5%	40歳～49歳	35	14.1%		39	16.7%		-4		
	5	切れ・こすれ	20	8.1%	5	転倒	22	9.4%	50歳～59歳	53	21.4%	男女	51	45	19.2%	男女	45	8
																男女	2	
								60歳～	73	29.4%	男女	72	73	31.2%	男女	71	0	
											男女	1		男女	2			
陸上貨物 運送事業	1	墜落・転落	68	36.4%	1	墜落・転落	54	29.8%	～19歳	2	1.1%		0	0.0%		2		
	2	転倒	23	12.3%	2	動作の反動・無理な動作	28	15.5%	20歳～29歳	14	7.5%		21	11.6%		-7		
	3	動作の反動・無理な動作	22	11.8%	3	はさまれ・巻き込まれ	18	9.9%	30歳～39歳	21	11.2%		22	12.2%		-1		
	4	激突	12	6.4%	4	転倒	15	8.3%	40歳～49歳	32	17.1%		28	15.5%		4		
	4	はさまれ・巻き込まれ	12	6.4%	5	飛来・落下	12	6.6%	50歳～59歳	63	33.7%	男女	57	76	42.0%	男女	65	-13
																男女	6	
					5	激突され	12	6.6%	60歳～	55	29.4%	男女	50	34	18.8%	男女	33	21
					5	交通事故（道路）	12	6.6%				男女	5		男女	1		
林業	1	激突され	6	20.7%	1	切れ・こすれ	9	23.1%	～19歳	1	3.4%		0	0.0%		1		
	2	飛来・落下	5	17.2%	2	墜落・転落	8	20.5%	20歳～29歳	3	10.3%		9	23.1%		-6		
	3	墜落・転落	4	13.8%	2	激突され	8	20.5%	30歳～39歳	2	6.9%		7	17.9%		-5		
	3	切れ・こすれ	4	13.8%	4	飛来・落下	5	12.8%	40歳～49歳	2	6.9%		8	20.5%		-6		
	5	転倒	3	10.3%	5	動作の反動・無理な動作	2	5.1%	50歳～59歳	6	20.7%	男女	6	8	20.5%	男女	8	-2
																男女	0	
								60歳～	15	51.7%	男女	15	7	17.9%	男女	6	8	
											男女	0		男女	1			
第三次産業																		
小売業	1	転倒	98	48.3%	1	転倒	90	38.6%	～19歳	4	2.0%		5	2.1%		-1		
	2	動作の反動・無理な動作	21	10.3%	2	墜落・転落	28	12.0%	20歳～29歳	20	9.9%		21	9.0%		-1		
	3	交通事故（道路）	19	9.4%	3	動作の反動・無理な動作	25	10.7%	30歳～39歳	12	5.9%		26	11.2%		-14		
	4	墜落・転落	15	7.4%	4	はさまれ・巻き込まれ	21	9.0%	40歳～49歳	23	11.3%		34	14.6%		-11		
	5	切れ・こすれ	11	5.4%	5	切れ・こすれ	14	6.0%	50歳～59歳	45	22.2%	男女	10	48	20.6%	男女	20	-3
																男女	35	
								60歳～	99	48.8%	男女	34	99	42.5%	男女	23	0	
											男女	65		男女	76			
社会福 祉施設	1	転倒	85	42.1%	1	転倒	89	36.9%	～19歳	0	0.0%		1	0.4%		-1		
	2	動作の反動・無理な動作	65	32.2%	2	動作の反動・無理な動作	85	35.3%	20歳～29歳	13	6.4%		15	6.2%		-2		
	3	墜落・転落	12	5.9%	3	墜落・転落	16	6.6%	30歳～39歳	14	6.9%		23	9.5%		-9		
	4	激突	7	3.5%	4	激突	10	4.1%	40歳～49歳	28	13.9%		44	18.3%		-16		
	4	交通事故（道路）	7	3.5%	5	激突され	8	3.3%	50歳～59歳	50	24.8%	男女	6	67	27.8%	男女	8	-17
																男女	44	
					5	交通事故（道路）	8	3.3%	60歳～	97	48.0%	男女	12	93	38.6%	男女	10	4
											男女	85		男女	83			
飲食店	1	転倒	29	34.9%	1	転倒	24	31.2%	～19歳	12	14.5%		9	11.7%		3		
	2	切れ・こすれ	12	14.5%	2	高温・低温の物との接触	16	20.8%	20歳～29歳	13	15.7%		11	14.3%		2		
	2	動作の反動・無理な動作	12	14.5%	3	動作の反動・無理な動作	12	15.6%	30歳～39歳	7	8.4%		9	11.7%		-2		
	4	高温・低温の物との接触	7	8.4%	4	切れ・こすれ	9	11.7%	40歳～49歳	8	9.6%		10	13.0%		-2		
	5	墜落・転落	6	7.2%	5	墜落・転落	6	7.8%	50歳～59歳	12	14.5%	男女	4	14	18.2%	男女	2	-2
																男女	8	
								60歳～	31	37.3%	男女	6	24	31.2%	男女	5	7	
											男女	25		男女	19			

労働災害（休業4日以上新型コロナウイルス感染症を除く）の推移



令和7年は60歳以上の割合が37.1%と前年に比べ3.3%増加しました。

【今後の取組】

◆ 高齢者の労働災害防止に向けた取組（最重要の取組）

高齢者の労働災害の防止を図るため、令和8年4月1日から、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講じることが、事業者の努力義務となり、それに伴い「高齢者の労働災害防止のための指針」が制定されました。（別紙2及び別紙3参照）

本指針について、あらゆる機会を捉えて周知するとともに、本指針に基づく取組等に向けた指導を実施します。

◆ 行動災害防止に向けた取組

転倒や腰痛等の行動災害が特に多い小売業や社会福祉施設（介護施設等）では、管内のリーディングカンパニー等を構成員とする「小売業・介護施設SAFE協議会」を運営し、事業者が自主的な安全衛生管理活動を支援する取組等を推進します。

◆ 災害が多い業種に対する取組

陸上貨物運送事業（道路貨物運送事業及び陸上貨物取扱業）の事業者に対し、安全週間（令和8年7月1日から同月7日まで）・年末年始くまもと交通・荷役労働災害防止キャンペーン等を通じて「墜落・転落」災害をはじめとする労働災害防止の徹底を図ります。

食料品製造業の事業者に対し、個別指導のほか、食料品製造業労働災害防止協議会を設置している労働基準監督署における同協議会を通じた労働災害防止対策を推進します。

◆ 災害が増加している業種に対する取組

災害が増加している医療保健業及び農業の関係事業場団体に対し、災害防止対策等の周知を行います。また、事業場に対し、労働基準監督署において時期を指定した集団指導等を実施します。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1④の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

高齢者の労働災害防止のための指針 概要

第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

1 安全衛生管理体制の確立等

- **経営トップによる方針表明及び体制整備**
 - ・経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
 - ・高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- **高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
 - ・高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入**
 - ・高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- **高齢者の特性を考慮した作業管理**
 - ・筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**
 - ・労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- **体力の状況の把握**
 - ・高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- **健康や体力の状況に関する情報の取扱い**
 - ・「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置**
 - ・健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- **高齢者の状況に応じた業務の提供**
 - ・高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
 - ・高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
 - ・高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
 - ・集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
 - ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

- **高齢者に対する教育**
 - ・法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- **管理監督者等に対する教育**
 - ・管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。